

事前認定のご案内

後遺障害はその程度により等級を認定することになります。

後遺障害とは、「傷害がなおったときに残存する当該傷害と相当因果関係を有し、かつ、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態であって、その存在が医学的に認められ、労働能力の喪失を伴うもの」と定義されています。すなわち、事故によるお怪我が元で、お仕事や日常生活上支障が生じる状態になり、その状態について治療を行ってもこれ以上改善しないものをいいます。

後遺障害は自賠法施行令(自動車損害賠償法施行令)別表第一として2つ、別表第二として14の等級が定められています。自賠責保険では、これらのどの等級に該当するかによってお支払いできる金額が異なっております。

事前認定とは任意保険会社が自賠責保険の認定内容を事前に確認する制度です。

任意保険会社は、自賠責保険の上乗せ部分についてお支払いしますが、自賠責保険部分も含めてお支払をするサービス(一括払サービス)を実施しております。このことから、これから示談を行うにあたって、任意保険としてのお支払額を決定するためには、自賠責保険における被害者の方の後遺障害等級とお支払額を確認することが必要になります。この、任意保険会社が自賠責保険の認定内容を事前に確認する制度を「事前認定」と呼んでいます。

事前認定へのご協力をお願いします。

事前認定を受けられない場合、任意保険会社は自賠責保険における被害者の方の後遺障害等級やお支払額を知ることができないため、自賠責保険の上乗せ金額である任意保険のお支払額を決めさせていただくことができず、一括払サービスを継続することができなくなります。何卒ご協力をお願いします。

事前認定にご納得できない時は、異議申立ができます。

事前認定の実施後、任意保険会社は等級認定結果および認定理由をご説明いたします。この結果にご納得いただけない場合には、任意保険会社に対して異議申立手続きを行い、等級認定のつき再度審査を受けることができます。

自賠責保険への直接請求も可能です。

被害者の方がご希望になる場合には、自賠責保険への直接請求を選択することも可能です。この場合には、自賠責保険から支払を受けた後に改めて任意保険会社とお話し合いをすることになります。

※任意保険会社による事前認定または自賠責保険への直接請求のどちらの場合においても、自賠責保険が被害者の方の症状については後遺障害には該当しないと判断することもあります。

【自賠責保険への直接請求】

- ①被害者は、損害調査に必要な資料を自賠責保険会社へ提出します。
- ②自賠責保険会社は、損害保険料率算出機構へ調査を依頼します。
- ③損害保険料率算出機構は、調査結果を自賠責保険会社へ報告します。
- ④自賠責保険会社は、調査結果に基づき支払額を決定し、被害者の方に自賠責保険金をお支払いします。

～ご理解とご協力をお願いいたします。～